

奈良県配偶者等からの暴力被害者支援協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 近年、配偶者等からの暴力が社会問題化しており、被害者への相談・保護・自立支援が大きな課題となっている。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、心や体に大きな傷を与えるだけでなく、生命の危険に至ることもある。また、被害者は多くの場合女性であり、自立やその児童の健全育成を図る上で、住宅、就業、経済面など様々な支援を必要とする。

こうした状況を踏まえ、各関係機関が連携を図り、被害者の保護・自立支援を行うことを目的として「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(活 動)

第2条 協議会は趣旨に基づき、次の活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援を行う上での情報交換
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援を行うための連携体制の確立
- (3) その他、配偶者等からの暴力を防止するための必要な活動
- (4) 「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の進行管理及び見直し等

2 協議会は、第2条の1の活動を推進するうえで必要があれば、別に検討会議等設置することができる。

(委員の構成)

第3条 奈良弁護士会、社団法人奈良県医師会、社団法人奈良県看護協会、奈良県民生児童委員連合会、家庭相談員連絡協議会、民間支援団体からの推薦による者

2 福祉政策課、援護室、保険福祉課、こども家庭課、中央こども家庭相談センター、医療管理課、健康増進課、人権施策課、男女共同参画課、女性センター、住宅課、県立教育研究所、県警本部生活安全企画課、奈良公共職業安定所、奈良地方法務局人権擁護課、市長会及び町村会の推薦を受けた市・町の各所属の長。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員の中から委員長、副委員長1名を選出する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、協議会の運営及び総括にあたり、副委員長は委員長を補佐する。

(会 議)

第5条 会議は委員長の要請に基づき、必要に応じて中央こども家庭相談センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、奈良県中央こども家庭相談センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 8月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 8月25日から施行する。